

あなたの地域でもはじめませんか！  
平成27年度から  
新たにスタート

# ひとりの不幸もみのがさない 住みよいまちづくり 全道運動のすすめ



安心して暮らしていくための  
地域の支え合いマップ

北海道町内会連合会・北海道社会福祉協議会・北海道共同募金会



この冊子は、赤い羽根共同募金の助成金を受けて作成しています。



# もくじ

あなたの地域で  
「見守り」「声かけ」「助け合い」活動 ————— 3P

ひとりの不幸もみのがさない  
住みよいまちづくり全道運動とは ————— 4~5P

助成の内容 ————— 6P

6つの活動メニュー ————— 7P

① 啓発活動 (知る・知らせる) ————— 8P

② 交流活動 (ふれあい・語らい) ————— 9P

③ 在宅福祉サービス活動 (ささえあい) ————— 10P

④ ネットワークづくり (みんながつながる) ————— 11P

⑤ マンパワー養成 (担い手をつくる) ————— 12P

⑥ 調査活動 (実態を知る) ————— 13P

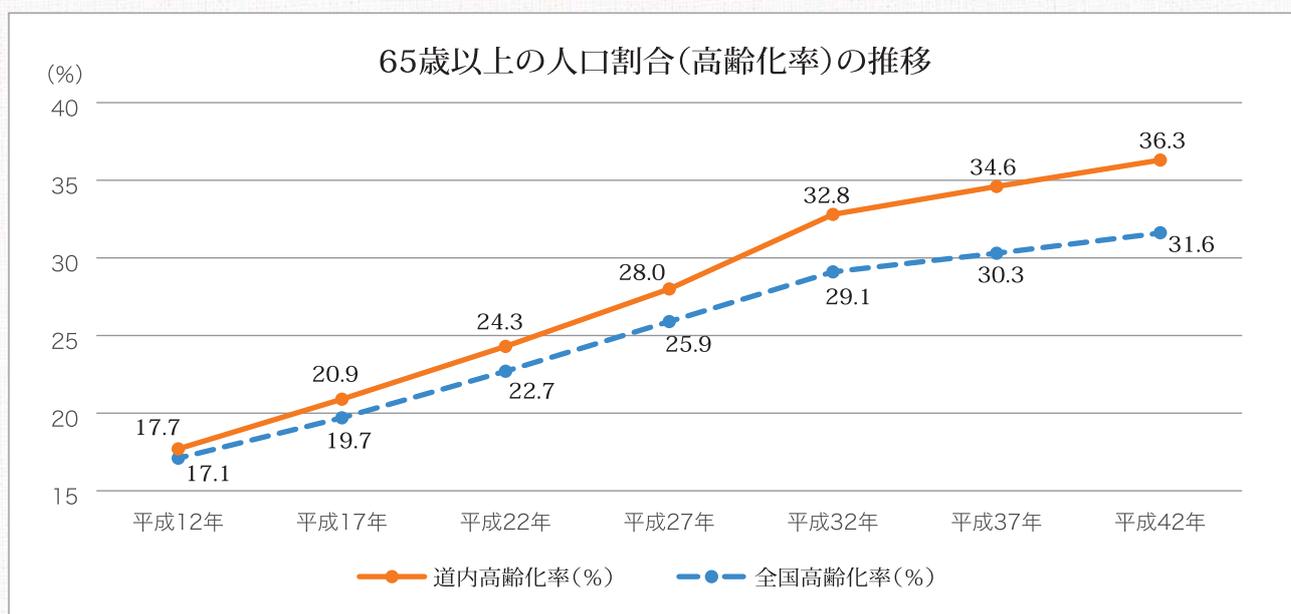
ひとりの不幸もみのがさない  
住みよいまちづくり全道運動  
25年間のあゆみを振り返る ————— 14~15P

道町連共済のご案内 ————— 16P



## あなたの地域で「見守り」「声かけ」「助け合い」活動

住民基本台帳によると、平成27年の道内の65歳以上の人口割合は28.0%で、全国の25.9%より2.1%高く、国立社会保障・人口問題研究所によると、平成42年には、道内の65歳以上の人口割合は36.3%となり、全国の31.6%より4.7%高くなると推計され、北海道では深刻な高齢化が予想されています。一方、平成27年度版高齢社会白書(内閣府)によると、平成27年には65歳以上の高齢者1人に対して支える側の15~64歳の人口は2.3人ですが、平成42年には高齢者1人を1.8人で支えると推計され、公的な支援だけでは高齢者を支えきれなくなると予想されています。そうした背景のもと、平成27年4月、国が介護保険制度を改正し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、生活支援サービスの充実・強化が図られています。この新しい介護保険制度では、日常生活支援や介護予防サービスの担い手として地域への期待が大きく打ち出され、町内会を中心とした地域で、高齢者を見守り、助け合う活動がこれまで以上に重要になっています。



出 典：平成27年まで 住民基本台帳年齢別人口(総務省統計局)  
平成32年以降 日本の都道府県別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)

このような状況の中、北海道町内会連合会では、「ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動」を北海道社会福祉協議会、北海道共同募金会とともに提唱し、地域(町内会・自治会)における福祉活動や健康を守り高めあう活動の継続的な実施を促進し、地域連帯にあふれた豊かな地域社会づくりをすすめています。

この運動は、平成2年度にスタートして25年が経過し、全道運動として多くの皆さんに親しまれ、一定の成果をあげることができました。平成27年度からは、北海道の町内会として先進的な活動に取り組んでいただくため、新たな事業としてスタートしています。



# ひとりの不幸もみのがさない住

この運動は、地域のひとり暮らしの高齢者などにとって一番身近な町内会・自治会で、「見守り」「声かけ」「助け合い」活動を実践し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを地域ぐるみですすめていただくことを目標としています。

## ●見守り、声かけ、助け合い活動を行う町内会に助成

あなたの地域のひとり暮らしの高齢者や高齢者を介護する家族、障がい者、子どもなどを対象にした見守り、声かけ、助け合い活動を行う町内会に、北海道町内会連合会が活動費を助成して応援します。

## ●平成27年度より新たな事業でスタート

この運動は、平成2年度にスタートして25年が経過し、地域の実情にあわせて気軽に取り組んでいただく運動に成長しました。平成27年度から、北海道の町内会として先進的な活動に取り組んでいただくため、助成金増額のほか、指定のための条件を追加しました。

### 助成金の増額

【2年指定】3万円×2年 ⇒ **5万円×2年**

※単年指定の助成金は、これまでどおり3万円。

### 新たな条件

- 【単年指定】・年間を通して行う活動であること
- ・参加できない方への工夫や配慮があること
- ・年1回限りの事業は除く

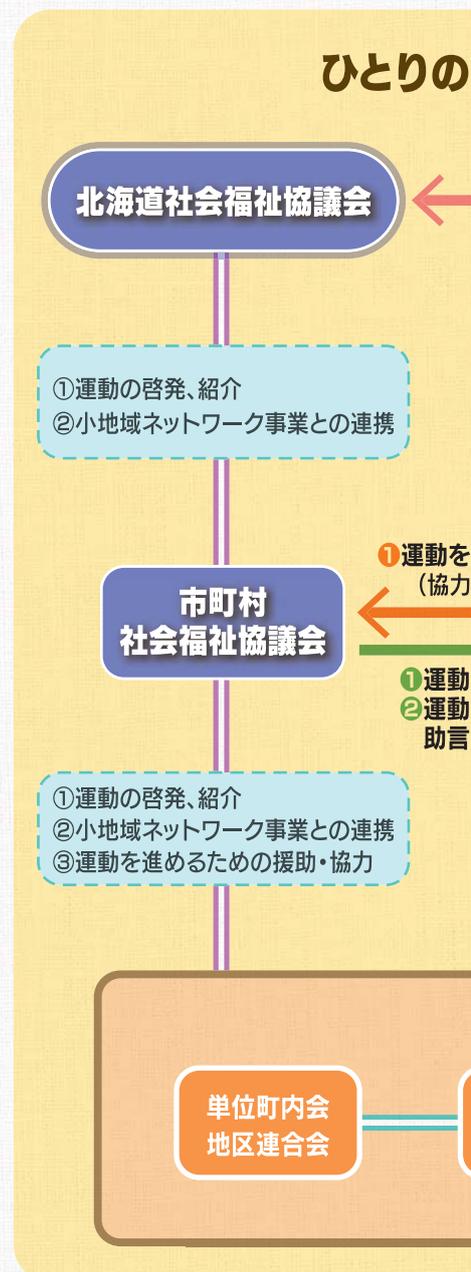
- 【2年指定】・他の町内会の見本となる活動であること
- ・日ごろ町内会活動に参加しない方へ参加を促す工夫や配慮があること

※詳しくは6ページをご覧ください。

## ●申請は1市区町村5町内会まで

あなたのまちの町内会連合会が、北海道町内会連合会の会員であれば、1市区町村5カ所までの単位町内会・地区連合会が、申請できます。

なお、新たな活動をスタートしたり、活動を継続する単位町内会・地区連合会は、前の助成から3年経過すると新たに申請できます。



# みよいまちづくり全道運動とは



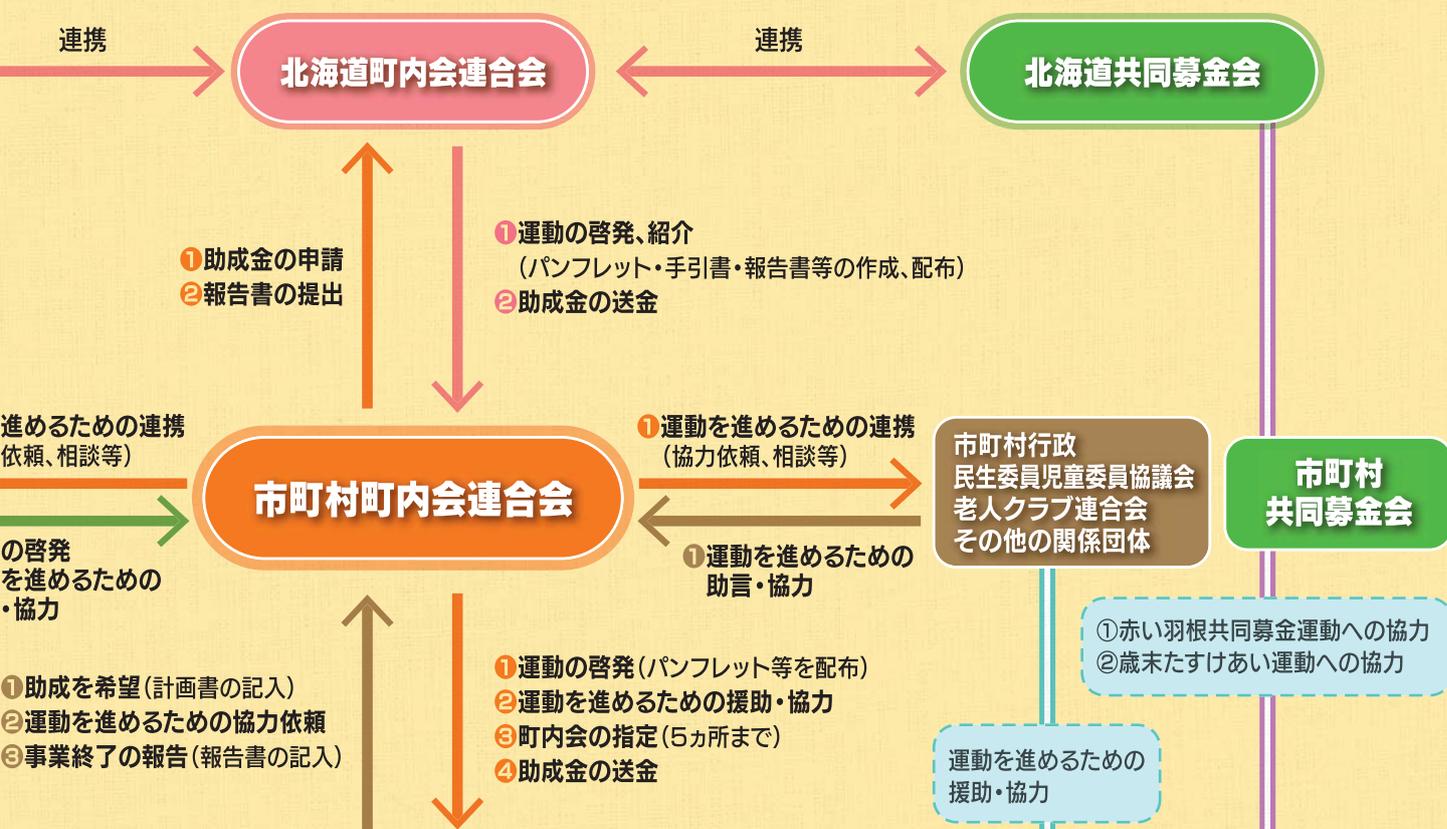
## ●道町連、市町村町内会連合会、市町村社会福祉協議会が活動を応援

北海道町内会連合会（道町連）は、活動を実践する町内会に活動費を助成するほか、パンフレットや報告書を作成して運動を広く紹介し、活動を応援します。

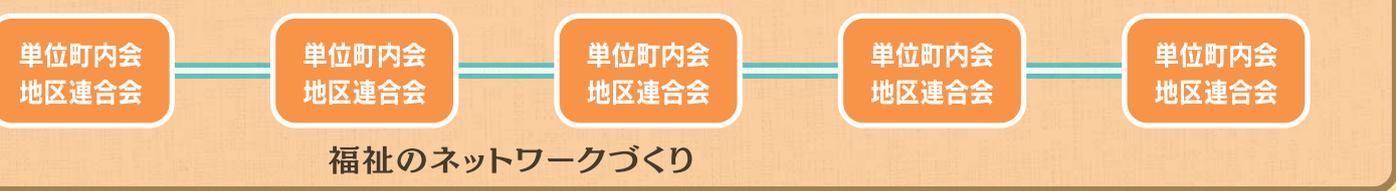
市町村町内会連合会は、単位町内会や地区連合会に運動をPRし、取り組む町内会を指定して、北海道町内会連合会に申請します。また、行政、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会などとの連携をすすめ、実践する町内会の取り組みを援助します。

市町村社会福祉協議会は、町内会において見守り、声かけ、助け合い活動をすすめるための助言・協力をします。

## 不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動のフローチャート



## 心と心の通いあう福祉のまちづくり





# 助成の内容

## 単年指定 ～年間を通した見守り、声かけ、助け合い活動～

単年指定は、高齢者などを見守り助け合う活動を年間を通して行う町内会を指定します。



助成額 3万円

**指定の条件** (太字部分が平成27年度からの追加条件です)

- ① 対象者が高齢者や障がい者などであること
- ② 本運動の主旨を盛り込むこと
- ③ **年間を通して行う活動であること**  
(例) 毎月開催するふれあいサロンなど。
- ④ **参加できない方への工夫や配慮があること**  
(例) 交流会に不参加の高齢者宅を訪問し、次回のお誘いをするなど。
- ⑤ **年1回限りの事業は除く**

## 2年指定 ～他の町内会の見本となる新たな活動～

2年指定は、2年間をかけて新たな事業を組み立て、活動の基盤を整備する町内会を指定します。

助成額 5万円(※)×2年

※2年指定の町内会は、他の町内会の見本となる新たな事業を組み立てるため、アンケートの実施、呼びかけのためのチラシや広報紙の作成費用、年間を通じたサロン開催のための会場費や茶菓代、さらに、身体が不自由な方の送迎費用の負担などが見込まれるので、助成金を3万円から5万円に増額しました。

**指定の条件** (太字部分が平成27年度からの追加条件です)

- ① 新規事業であること
- ② 継続して実施する事業であること
- ③ 年間を通して行う活動であること
- ④ **他の町内会の見本となる活動であること**  
(例) 日ごろ参加の少ない男性高齢者の参加に力を入れたサロン、高齢者が他の高齢者と支え合う仕組みづくりなど。
- ⑤ **日ごろ町内会活動に参加しない方へ参加を促す工夫や配慮があること**  
(例) 足が不自由で閉じこもりがちの高齢者宅を定期的に訪問し、サロンへの参加を呼びかけ、会場への送迎を行うなど。

### 2年指定の活動例

#### 『町内会見守り体制づくり』 ～高齢者の安心・安全を願い見守りサポーターが毎週訪問～

**1年目** はじめに、民生委員児童委員や社協、行政と懇談し、見守りが必要な高齢者について意見交換を行います。懇談での情報をもとに、町内会福祉部員が民生委員児童委員に同行して高齢者宅を訪問し、健康状態などを確認します。その後、訪問した高齢者を招いた交流会を行って親睦を深めるとともに、見守り活動について周知します。なお、交流会に不参加の方については、自宅を訪問して見守り活動を説明し、今後の訪問の同意を得ます。見守り対象者が決まったら、町内会の全住民を対象に見守りサポーターを募集し、地域ごとに担当割りして見守り体制を整えます。

**2年目** 見守りサポーターが高齢者宅を毎週訪問します。訪問時、見守りカードへ健康状態などを記録し、定期的に見守りサポーターが集まる報告会を開いて情報交換するとともに活動を振り返ります。なお、細かな支援が必要と思われる方には、社協や行政と連携して対応します。さらに、ゴミ出しなどの軽微な日常生活支援の実施を検討するほか、社協職員を招いて見守り活動の研修を定期的実施して見守りサポーターを育成し、この活動を継続していきます。



# 6つの活動メニュー



## ① 啓発活動 (知る・知らせる)

- ・ 悪質商法、詐欺被害防止研修会
- ・ 健康教室
- ・ 男の料理教室
- ・ 交通安全教室 など



8p

## ② 交流活動 (ふれあい・語らい)

- ・ ふれあいサロンづくり
- ・ ひとり暮らしの高齢者の交流会
- ・ 三世代交流会 など



9p

## ③ 在宅福祉サービス活動 (ささえあい)

- ・ 声かけ訪問活動
- ・ 除排雪活動
- ・ 配食サービス活動
- ・ 家事援助 など



10p

## ④ ネットワークづくり (みんながつながる)

- ・ 災害時要援護者のための体制づくり
- ・ 町内会助け合いチームづくり
- ・ 防犯パトロール など



11p

## ⑤ マンパワー養成 (担い手をつくる)

- ・ 介護教室、ふまねっと運動研修会
- ・ 認知症サポーター養成講座
- ・ ふれあいサロンサポーター養成講座 など



12p

## ⑥ 調査活動 (実態を知る)

- ・ 高齢者ニーズ調査
- ・ ひとり暮らしの高齢者マップ調査
- ・ 福祉台帳、カード作成 など



13p

※他にも多くの活動が考えられますので、本パンフレットの事例にこだわることなく、地域の実情を反映した活動をすすめてください。

# ① 啓発活動 (知る・知らせる)

啓発活動とは、住民の福祉への理解を深めたり、意識を高めていくために、福祉についての勉強会を開いたり、福祉に関する情報を広報紙で伝えたりする活動です。

活動事例

## 『オレオレ詐欺などの被害防止研修会』 ～詐欺被害を地域で防ぐ～

倶知安町北央コミュニティ協議会(460世帯)では、ひとり暮らしの高齢者などを対象に、オレオレ詐欺や悪質商法の被害防止研修会を実施しました。

研修会では、詐欺や悪質商法の巧妙な手口を紹介したビデオ上映の後、倶知安警察署員が、金銭を求める電話や訪問があれば、まず誰かに相談することが大事と講義。その後の倶知安消費者協会長の講義では、来訪者にはドアを開けずに対応する、妙に親切な業者に注意する、オレオレ詐欺のほか架空請求詐欺にも注意してほしいとのことでした。なお、研修会に参加しなかった方のお宅には、後日訪問して研修資料を渡し詐欺被害防止を呼びかけました。

研修会の後は、婦人部手作りの昼食に舌鼓を打ち、参加者からは「家族と話し合って詐欺にあわないようにしたい」「うまい話はないと思って悪質商法に気を付けたい」などの感想が上がり、被害防止に役立つ研修会となりました。



### 詐欺被害防止のポイント

詐欺や悪質商法の被害にあわないよう、手口や対策を学ぶ研修会を開催したり、高齢者宅を訪問して啓発チラシで注意を呼びかけましょう。

#### 詐欺にあわないためには…

- ① 常に留守番電話に設定し相手を確認してから出る
- ② いつもと違う番号からの電話には注意する
- ③ 声色が違うなどの小さな違和感を放置しない
- ④ 最新の詐欺の手口を報道などで知っておく
- ⑤ 日ごろから家族と予防策を話し合う

#### ●「見守り新鮮情報」で最新の手口をチェック

国民生活センターでは、高齢者や障がい者を狙う悪質商法の最新の手口と対策を月に2回程度知らせてくれる「見守り新鮮情報」を発信しています。

- ・パソコンからは <http://www.kokusen.go.jp/mimamori/>
- ・携帯電話からは右のQRコードで登録⇒



このような詐欺が多く発生しています

**オレオレ詐欺**……親族になりすまして電話をかけ、小切手が入った鞆を失くしたなどのトラブル解決のために、現金を振り込ませたり、宅配便で現金を送らせるなどの詐欺です。

**架空請求詐欺**……郵便や電話、メールなどを使った有料サイトの登録料などの架空の支払い請求により、現金をだまし取る詐欺。電子マネーを購入させてだまし取る手法が増えています。

**還付金詐欺**……税務署や自治体職員などをかたって、医療費や税金の還付に必要な手続きを行うなどと嘘を言って、被害者をATMの前に誘導し、携帯電話でATMの操作を教えながら犯人の口座に送金させて、現金をだまし取る詐欺です。

**金融商品などの取引の詐欺**……電話で「必ずもうかる」「あなたしか買えない」「高値で買い取る」などと嘘を言って、未公開株や社債、会員権、外国通貨などの購入を勧める詐欺です。

[参考資料] 北海道新聞、北海道警察ホームページ

他にもこのような「啓発活動」が取り組まれています

- ・健康教室
- ・男の料理教室
- ・交通安全教室
- ・住民福祉懇談会
- ・福祉だよりの発行 など

## ② 交流活動 (ふれあい・語らい)

交流活動とは、孤独になりがちなひとり暮らしの高齢者などが近隣の人たちとふれあい、交流する場をつくり、暖かい人間関係をつくっていく活動です。

活動事例

### 『サロン 喫茶和み』 ～高齢者の笑顔あふれるメニューが満載～

小樽市豊川町会(361世帯)では、ひとり暮らしの高齢者の方々が孤立しないように、女性部が中心となり、近隣の高齢者が気軽に集まり交流できるサロン「喫茶和み」を毎月第3土曜日に開催しています。毎回約40名が集まり、100円の参加費でお茶とお菓子がふるまわれ、カラオケやゲームを楽しみながら交流を深めています。

サロンでは、はじめに、喫茶和みの主題歌や北海盆唱をみんなで歌います。その後は、ロープを使い身体に負担をかけずに伸びをする「簡単ストレッチ」、鍋にお手玉を投げ入れて点数を競う「キッチンゲーム」などの誰でも気軽に楽しめる様々なメニューが毎回用意され、思い思いのメニューを楽しんでいます。

参加されたひとり暮らしの女性は「おしゃれをしてここに来るのが一番の楽しみ」と笑顔を見せてくれました。なお、参加されない高齢者にはサロンの様子を伝えて次回の参加をお誘いするほか、今後は、隣接する町会の方々にも参加を呼びかけたいとのことでした。



### ふれあいサロンづくりのポイント

身近な地域の町内会館などを拠点として、高齢者の生きがいや社会参加、健康づくり、閉じこもり防止を目的に高齢者と町内会の福祉部員などが一緒に企画・運営しながら、茶話会やレクリエーションなどの活動を定期的で開催し、楽しく、気軽に仲間づくりを行います。



- 参加者が楽しく、気軽に仲間づくりを ～参加者の興味や関心にあわせて自由な考えで開催
- 定期的に無理のないペースで ～運営する側、参加する側も無理なく継続できる回数で
- 町内会館やコミュニティセンターで ～参加者が歩いて行けるような身近な場所で
- みんなで一緒に楽しい企画を ～遊び心にあふれた事業名で季節を感じるサロンを企画しましょう
- みんなで協力しながら、仲間を増やして ～参加者が準備や世話役を兼ね協力して運営しましょう
- 社協などの助成も活用しよう ～あまり経費をかけずに、社会福祉協議会で運営費支援がある例も
- チラシを作り回覧板を活用しよう ～ご近所同士で声をかけ合い、簡単なチラシで参加を呼びかけ
- サロンを振り返りましょう ～開催後は次回に向けて、課題などを話し合ってみましょう

【参考資料】北海道町内会連合会発行 パンフレット「あなたのまちにもふれあいサロン」

他にもこのような「交流活動」が取り組まれています

- ・ひとり暮らしの高齢者の交流会
- ・三世代交流会 など

## ③ 在宅福祉サービス活動（ささえあい）

在宅福祉サービス活動とは、地域で孤立しがちなひとり暮らしの高齢者などを地域で見守り、ささえあっていく活動です。

活動事例

### 『月1回の高齢者世帯見守り訪問』 ～こんにちは！町内会の訪問隊です～

芦別市幸町町内会(461世帯)では、困った時に相談相手になれるような地域のつながりをつくろうと、ひとり暮らしの高齢者宅を訪問する「訪問隊」を組織して、月1回の見守り活動に取り組んでいます。

「訪問隊」は町内会の在宅福祉部のボランティアとして募集し、女性34名、男性4名の計38名が登録。2人1組で75歳以上のひとり暮らしの方々約70名を訪ね、健康状態や困りごとがないかなどを聞いています。また、当町内会では役員の高齢化により、できる仕事も限られてしまうことから、困ったことがあれば、ふさわしい人をお願いするしくみとして、町内会「人材バンク」への登録で老若男女を問わず様々な方々にメンバーになってもらうよう呼びかけています。



### 高齢者などの見守り活動のポイント

見守り活動を継続させるため、負担にならない範囲で、分担して取り組みましょう。また、見守られる方のプライバシーに注意を払うことが必要です。



#### 見守り訪問活動のポイント

- ・訪問前に活動を周知しましょう
- ・最初は町内会長や民生委員児童委員と一緒に訪問し、初めの挨拶は自己紹介と要件を手短かに
- ・玄関先や居間、相手の安心できる場所で会話を
- ・お互いの共通点を見つけ、相手の関心ごとや身近なことを話題にし、話しやすい雰囲気です
- ・訪問回数を重ねて少しずつ情報を得ましょう
- ・会話の内容から心配ごとなどを聞き取りましょう
- ・相談は親身に聴き、抱え込まず対応しましょう
- ・次回訪問の日時を決めるようにしましょう

#### 周囲からの見守りのポイント

- ・新聞、郵便物が溜まっていないか
- ・回覧板がきちんとまわっているか
- ・カーテンが開閉されているか
- ・洗濯物が取り込まれているか
- ・除雪されているか
- ・部屋の電灯の様子が不自然でないか
- ・業者らしき人物が頻繁に出入りしていないか
- ・異臭がしないか(ゴミ出しをしているか)
- ・認知症が疑われる様子はないか
- ・生活パターンに急な変化はないか

#### 見守り活動で異変に気づいたら！

「何か変だな!？」と感じたときは、町内会役員や民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどに相談しましょう。

#### 民間企業と連携した見守り

- ・生活協同組合
- ・電気、ガス業者
- ・新聞販売店
- ・宅配業者 など

異変があったら町内会に知らせてもらえるようお願いしておきましょう。

〔参考資料〕札幌市社協発行冊子「見守りのすすめ(周囲からの見守り編、声かけ・訪問編)」

他にもこのような「在宅福祉サービス活動」が取り組まれています

- ・除排雪活動
- ・配食サービス活動
- ・家事援助 など

## ④ ネットワークづくり (みんながつながる)

ネットワークづくりとは、ひとり暮らしでも安心して生活できる近隣のつながりを中心に、緊急時には、近隣の方がすぐ駆け付け、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどに連絡したりする、助け合いネットワークをつくっていく活動です。

活動事例

### 『災害時要援護者支援体制づくり』 ~ひとり暮らしの高齢者を地域で見守ります~

函館市高丘町会(1,142世帯)では、ひとり暮らしの高齢者などの要援護者を災害時に支援する体制をつくりました。はじめに、町会名簿をもとに高齢者などの自宅を訪問し、災害時に不安のある要援護者を調査。健康状態や緊急連絡先などをまとめた災害時要援護者支援台帳と、要援護者宅や町会役員などの支援者宅に印をつけた地図を作成し、町会役員で情報を共有して緊急時に備えています。

また、町会で救護班や連絡班などの災害時の役割分担をしたうえで、福祉施設と合同の防災避難訓練を実施し、要援護者の安否確認、車いすを使った避難支援などの手順を確認しました。この支援体制づくりがきっかけで、日ごろから近隣の方々が要援護者を気にかげ、さりげなく見守るようになりました。



### 災害時要援護者支援体制づくりのポイント

万が一の災害に備え、日ごろから、地域の高齢者や障がい者などの災害時要援護者を調査・把握し、災害時に、近隣住民、町内会役員、自主防災組織で安否確認、救出、避難誘導などを行えるような、地域で助け合う体制づくりをしましょう。



#### 手上げ方式での要援護者の把握

町内会による要援護者支援を住民に周知し、援護を希望した住民の情報を集めます。町内会の負担は少ないものの、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、援護が必要なことを自覚していない住民などが対象とならず、情報収集が不十分となる傾向があります。

#### 同意方式での要援護者の把握

町内会の全戸調査などにより、援護が必要な住民に直接働きかけ、同意を得て情報を集めます。援護を必要とする住民を把握しやすい反面、調査対象者が多くなるため、関係機関と協力して情報収集や調査をするとういでしょう。

#### 要援護者と支援者のマッチング

1人の要援護者に複数の支援者をつけ、負担が重くならないよう役割分担しましょう。また、要援護者と支援者が、日ごろから交流をもつと支援活動がスムーズになります。

### 災害対策基本法の改正 (平成25年6月21日施行)

災害時の避難に支援が必要な高齢者などの名簿作成が、市町村に義務づけられました。市町村は、避難支援などに必要な範囲で、要援護者本人の同意を得たうえで、社会福祉協議会、自主防災組織などの関係者に名簿情報を提供できます。また、災害時は、本人の同意を得ることなく、関係者に名簿情報を提供できるようになりました。なお、名簿情報の提供を受けた関係者や支援活動に携わる住民は、正当な理由がなく、知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。

[参考資料] 内閣府ホームページ

他にもこのような「ネットワークづくり」が取り組まれています

・町内会助け合いチームづくり ・防犯パトロール ・消費者被害防止ネットワークづくり など

## ⑤ マンパワー養成 (担い手をつくる)

マンパワー養成とは、町内会で見守り活動に参加するボランティアを養成したり、ねたきりの高齢者などを介護する家族の理解や援助、各種サービスに関して情報提供する活動です。

活動事例

### 『家族介護教室とふまねっと研修会』 ～地域で高齢者の健康を支えます～

北見市緑ヶ丘もみじ町内会(265世帯)では、介護技術の基本を学ぶ「家族介護教室」と介護予防のための「ふまねっと研修会」を行いました。

家族介護教室は、地域包括支援センターとの共催で、福祉用具の使用法やベッドでの体位交換、食事の介助法、男女によって異なる紙おむつの交換など普段経験できない介護技術のほか、介護者が腰を痛めずに車いすからベッドへ移乗するコツなどを学びました。ふまねっと研修会は、11月上旬、冬道に備えた転倒予防のため、地域包括支援センター職員の指導のもとで実施されました。50センチ四方のマス目のできた大きなゴム製の網を床に敷き、この網を踏まないように決められたステップでゆっくり前進します。ステップを間違えても笑いが起きて、楽しく運動することができました。



### マンパワー養成のポイント

#### ● 認知症高齢者や制度の理解を深めましょう

##### 「認知症とは？」

認知症への気づき、早期受診が必要な理由、家族が抱える問題、認知症の基本的症状などを理解し、介護する家族に対し、地域でどんなサポートができるか考えます。

※下記「認知症サポーター養成講座」参照

##### 「介護保険制度の改正とは？」

介護保険制度はどのように改正されているのか。地域での支え合い活動が大切になっている背景を学び、地域でどんな活動ができるか考えます。

詳しくは、あなたのまちの社協、行政窓口へ相談しましょう。

#### 暖かく見守る応援者になりましょう

##### ● 認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、「認知症サポーター養成講座」で認知症について学び、正しい知識を持って、認知症の方やその家族を地域で見守り、支える人をいいます。認知症サポーター養成講座は、概ね10人以上の参加を得られる「地域住民・職域・学校・団体・企業など」であればどなたでも受講できます。

詳しくは、あなたのまちの行政窓口へお問い合わせください。

#### 地域で楽しみながら介護予防

##### ● 失敗しても盛り上がる「ふまねっと運動」

高齢者の転倒による骨折予防のため、歩行のバランス機能を改善する「ふまねっと運動」。50センチ四方のマス目のできた大きなゴム製のネットを床に敷き、ネットを踏まないように、決められたステップでマス目を前進します。ステップを間違えても笑いが起きて、集団で交差して歩くこともできるので、サロンのレクリエーションとして楽しむことができます。この「ふまねっと運動」は正規の講習を受けたサポーターが指導します。



NPO法人 地域健康づくり支援会ワンツースリー  
<http://www.1to3.jp/>

他にもこのような「マンパワー養成」が取り組まれています

・ふれあいサロンサポーター養成講座 ・応急・救命手当研修会 など

## ⑥ 調査活動（実態を知る）

調査活動は、地域で暮らす高齢者や障がいを持った方が、どんな希望を持ち、どんな困りごと（ニーズ）を抱えているのかを調査して、町内会でどんな支援ができるのかを考える活動です。

活動事例

### 『高齢者世帯の調査活動と支援活動』 ～高齢者のニーズを把握して支援～

洞爺湖町かっこう台自治会（47世帯）では、支え合い活動のため、高齢者世帯のニーズ調査を行いました。町内会名簿をもとに、60歳以上の高齢者と障がい者世帯に、健康状態や日常生活での困りごとなどのアンケートを実施し、さらに、町内会役員と民生委員児童委員が75歳以上の世帯を訪問して詳しく話を伺いました。その結果、ひとり暮らしの不安を抱えていたり、除雪作業や買い物を負担に感じていたり、誰とも話をしない日が何日もあるという方が多くいることがわかりました。



これを受け、ひとり暮らしの高齢者の方々には、毎朝、玄関先に「グリーンカード」を掲げてもらい、元気であることを知らせてもらうようにしました。カードの有無は役員とジョギングをする方、犬の散歩をする方など10名程度の協力を得て、カードが出ていない時には、声をかけて変わりがないことを確かめています。除雪にあたっては、近隣の方に支援をお願いしたところ快く引き受けてもらい、雪が多く降った日に玄関先の除雪を手分けして手伝ってくれることになり、買い物の負担にあたっては、お店と交渉して移動販売車が近くまで来てくれることになりました。さらに、ふれあいサロン「かっこう台クラブ」を毎月開催し、ひとり暮らしの方を中心に役員が声をかけて送迎を行ったことで、家に閉じこもりがちだった高齢者が、少しずつ顔を出してくれるようになりました。

### 町内会での個人情報取り扱いのポイント

取得

- ・町内会が個人情報を集める際は、利用目的を明確にして住民の同意を得ましょう。
- ・活動に必要な情報以外は取得しないようにしましょう。
- ・個人情報の管理方法や利用目的、提供先、廃棄の時期などを予め町内会で決めておきましょう。

利用

個人情報の利用には、「第三者提供」と「委託」の2つの方法があります。

- ・「第三者提供」は、町内会活動以外には使用しないと約束して集めた情報を、他の目的に使う場合で、個々の住民の同意が必要となります。
- ・「委託」は、自治体が作成した要援護者リストを、町内会がひとり暮らしの高齢者などの見守り活動のために利用するなどの場合で、利用目的が変わらないため、個々の住民の同意を必要とせずに情報共有できることがあります。

管理

- ・情報漏えい事故を防ぐために、町内会の情報管理体制を徹底しましょう。
- ・センシティブ情報（病歴や障がい、生活保護受給など、漏えいの被害が大きな情報）の取り扱いには特に配慮が必要です。



〔出典〕北海道町内会連合会  
平成23年度町内会活動実践者研修会 講義  
「町内会における個人情報の取り扱い」

他にもこのような「調査活動」が取り組まれています

- ・ひとり暮らしの高齢者マップ調査
- ・福祉台帳、カード作成 など



# ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり 25年間のあゆみを振り返る

平成2年度に60事業でスタートした本全道運動は、25年間で延べ2,681町内会等が実践地区となり、5,007事業が実施されました。主に町内会の行事を通じた交流活動として数多く取り組まれ、地域の実情にあわせて気軽に取り組んでいただく事業に成長しました。

## 平成2年度 事業スタート

初年度は事業に対する助成。60事業に1万円を助成



## 平成12年度

高齢者を社会全体で支え合う仕組みとして、介護保険制度がスタート

## 平成3年度

実践地区に対する助成となる。助成額を3万円に増額

## 平成6年度

社会福祉協議会との連携による小地域ネットワークづくりの取り組みが増加



## ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動 25年間の事業実施状況の推移

活動の種類	年度	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
交流活動 (ふれあい・語らい)		26	42	39	60	56	71	85	87	87	118	118	95	92	92	105	112	97	106	
在宅福祉サービス活動 (ささえあい)		25	59	62	67	67	86	70	66	76	86	91	87	74	53	49	51	41	46	
啓発活動 (知る・知らせる)		7	32	43	25	35	32	30	41	35	40	41	36	26	25	25	19	19	16	
調査活動 (実態を知る)		1	11	23	17	23	29	36	34	23	21	22	21	24	11	13	10	6	4	
ネットワークづくり (みんながつながる)		1	0	2	7	19	27	19	23	20	18	19	21	12	14	20	8	9	16	
マンパワー養成 (担い手をつくる)		0	1	3	1	4	4	2	3	4	2	2	1	0	0	0	1	0	2	
計		60	145	172	177	204	249	242	254	245	285	293	261	228	195	212	201	172	190	
特に取り組みが増えた活動		健康教室	住民福祉懇談会	各種行事を通じた交流	助け合いチームづくり	各種行事を通じた交流	会食会	世帯調査	高齢者等の	訪問活動	見守り	各種行事を通じた交流	福祉台帳・カード作成	福祉台帳作成	各種行事を通じた交流	三世代交流	配食サービス	除排雪活動	健康教室	災害時要援護者のための体制づくり

# 全道運動



## 平成13年度

2年指定の枠を新設  
(2年間をかけて新たな  
事業を組み立て、基  
盤整備を目的と  
する)

## 平成18年度

個人情報保護法の全  
面施行(H17.4)の影響  
から、調査活動への  
取り組みが減少  
傾向に

## 平成19年度

新メニュー追加により、  
積極的な事業展開をめざす。

- 災害時要援護者のための  
体制づくり
- 消費者被害防止  
ネットワークづくり
- 防犯パトロール

## 平成22年度

東日本大震災発生。  
所在不明の高齢者問題、孤  
独死が相次ぎ、「無縁社会」が  
流行語大賞のトップ10入り。  
地域の絆の再構築を求  
める声が強まる。

## 平成23年度

東日本大震災を受けて、  
災害に強いまちづくり事業  
を全道運動として展開。緊  
急連絡網や安心カード  
づくりの取り組みが  
増加

## 平成26年度

事業スタートから25年。  
一定の成果をあげたた  
め、新事業への見直  
しを検討する



## 平成27年度

### 新事業としてスタート

2年指定の助成額を5万円に  
増額。年間を通した「見守り、  
声かけ、助け合い活動」実  
践のため、新たな指定  
条件を追加



(単位:事業)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
92	104	92	104	93	90	91	2,154
39	32	39	18	27	27	31	1,369
23	19	15	12	8	14	18	636
11	11	19	16	6	5	3	400
21	23	17	25	33	21	19	414
1	0	1	1	0	0	1	34
187	189	183	176	167	157	163	5,007
防犯 パトロール	助け合い チームづくり	見守り 訪問活動	緊急連絡網・ カード作成	災害時要援護者の ための体制づくり	健康教室	会食会 日常・家事援助	

安心して活動に取り組んでいただくために

# 道町連共済のご案内



「道町連共済」は、町内会・自治会活動中に事故にあわれたとき、見舞金を支給する北海道町内会連合会の会員相互の助けあいの事業です。昭和58年にスタートし、今では全道117市区町村から約13万人の加入をいただき、元気で安全な町内会活動を支えています。

## ① 年間200円の会費

共済会費は、おひとり年200円です。  
共済期間は4月1日から翌年3月末日までの1年間で、年度途中の加入も3月末日までになります。

## ② 個人加入と役職加入

〔個人加入〕は、町内会の会員で町内会活動に参加される方が対象です。  
〔役職加入〕は、町内会の役員をされている方が対象です。役職名で加入し、年度途中で他の方に役職を変わられても、「変更届」の提出でそのまま新しい方に継続できます。

## ③ 最高200万円の見舞金

(平成27年4月1日改定)

見舞金の種類	支給額	条件
傷害見舞金	治療のために被害者が実際に負担した医療費	支給上限を10万円とする。 医師の指示による薬代・補装具代も含む。
死亡見舞金B	10万円	死亡見舞金Aに該当しない、活動中の死亡に対して支給。 発生後24時間以内に死亡の場合。
医師等の診断書(治ゆ証明書)文書料	一事故5,000円を限度に実費支給	通院した日が5日(1～5日)以内の事故は診断書(治ゆ証明書)が不要のため除く。

※注 医師等とは、医師、歯科医師、柔道整復師をいいます。

死亡見舞金A	200万円	活動中における外因・外傷の事故による死亡に対して支給。事故発生後180日以内に死亡の場合。
後遺障害見舞金	最高200万円	後遺障害の程度により支給。 事故発生後180日以内に生じた場合。

※注 死亡見舞金A、後遺障害見舞金は、北海道町内会連合会が団体契約する損害保険会社から支給されます。

## ④ 見舞金の対象となる活動

町内会の事業計画に基づいた活動中に、生じた事故が対象となります。また、事業計画になくても町内会の運営上慣例となっている事業も対象となります。

### 【具体的な事業、行事】

- 町内会が主催する運動会、レクリエーション、スポーツ大会、盆踊り等の親睦活動
- 総会、役員会等の会議や町内会の研修会等
- 町内の清掃・除排雪、防火・防火パトロール、交通安全指導、資源回収等

### 【運営上慣例となる事業】

- 広報紙・回覧板の配付・回送、事務連絡、会費の徴収等
- 町内会の葬儀手伝い等

## ⑥ あなたのまちの町内会連合会が窓口です

- 加 入 手 続 き** 単位町内会ごとの加入者名簿を作成して、連合町内会を通じてお申込みください。
- 事故が起きたとき** 万が一事故が起きたときは、すぐ連合町内会へ報告してください。
- 見舞金の請求は** 見舞金の請求は、連合町内会を通じて、事故発生日から180日以内に行ってください。

## ⑤ 見舞金の対象とならない場合

次の場合は見舞金の対象となりません。ご注意ください。

- 本人の故意、重大な過失で起こした事故
- 町内会の事業計画にない活動中の事故
- 自宅敷地内での事故
- 脳梗塞や急性心不全等の事故によらない疾病の場合(24時間以内の死亡は除く)
- 医師等の指示によらない治療の場合
- 事故発生日から180日を超えた場合
- 医療費の自己負担がなかった場合
- 交通事故の場合  
(但し、死亡見舞金A、後遺障害見舞金、及び医療費の自己負担がある場合は、見舞金の対象となります)
- 頸部症候群や腰痛等の場合  
(医学的他覚所見がないときや町内会活動との因果関係が不明なときには対象となりません)

## ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動のすすめ

発行日：平成28年3月

発行：一般社団法人 北海道町内会連合会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道社会福祉総合センター

TEL 011-271-3178 FAX 011-271-3956

E-mail: info@d-choren.or.jp ホームページ <http://www.d-choren.or.jp/>